

反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2 定義</p> <p>次に掲げる用語の定義のほか、本ガイドラインにおける用語の定義は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）及びその関係法令に用いられている用語の定義と同様とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 B飼料</p> <p>飼料等及びその原料のうちA飼料以外のものをいう。</p> <p>(削る)</p> <p><u>3 動物由来たん白質等</u></p> <p>次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、<u>省令別表第1の2の(1)に規定する確認済ゼラチン等</u>、反すう動物に由来しない油脂及び<u>省令別表第1の5の(1)に規定する特定動物性油脂</u>を除く。</p>	<p>第2 定義</p> <p>次に掲げる用語の定義のほか、本ガイドラインにおける用語の定義は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）及びその関係法令に用いられている用語の定義と同様とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 B飼料</p> <p>飼料等及びその原料のうちA飼料<u>及び水産専用飼料</u>以外のものをいう。</p> <p><u>3 水産専用飼料</u></p> <p><u>省令別表第1の2の(2)のウに規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造される飼料</u>をいう。</p> <p><u>4 動物由来たん白質等</u></p> <p>次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、<u>乳、乳製品、卵、卵製品、農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン</u>、反すう動物に由来しない油脂<u>並びに</u>省令別表第1の5の(1)に規定する特定動物性油脂を除く。</p>

- ① 省令別表第1の2の(1)に規定するほ乳動物由来たん白質
- ② 省令別表第1の2の(1)に規定する家きん由来たん白質
- ③ 省令別表第1の2の(1)に規定する魚介類由来たん白質
- ④ 省令別表第1の5の(1)に規定する動物性油脂(削る)
- ⑤ 飼料添加物(①～④に該当する物質が含まれるものに限る。)

4～6 (略)

7 小分け

需要者の利用に適するように飼料等及びその原料の分割、容器の詰め替えを行うことをいう。

第3 基本的な指針

BSE等の発生防止に万全を期するには、動物由来たん白質等を含む飼料等を反すう動物に給与しない対策を講じることが重要である。他方、動物由来たん白質等を含む飼料等を反すう動物以外の動物に対して給与しないこととするのは困難である。このため、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、次のとおり、A飼料とB飼料とを適切な方法により確実に分離するなど必要な措置を講じ

- ① ほ乳動物由来たん白質
- ② 家きん由来たん白質
- ③ 魚介類由来たん白質
- ④ 動物性油脂
- ⑤ 食品残渣に由来する動物由来たん白質
- ⑥ 飼料添加物(①～⑤に該当する物質が含まれるものに限る。)

5～7 (略)

8 小分け

需要者の利用に適するように飼料及びその原料の分割、容器の詰め替えを行うことをいう。

第3 基本的な指針

BSE等の発生防止に万全を期するには、動物由来たん白質等を含む飼料等を反すう動物に給与しない対策を講じることが重要である。他方、動物由来たん白質等を含む飼料等を反すう動物以外の動物に対して給与しないこととするのは困難である。このため、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、次のとおり、A飼料、B飼料と水産専用飼料とをそれぞれ適切な方法により確実に分離するな

ることにより、動物由来たん白質等のA飼料への混入防止を効果的かつ効率的に進めることとする。

なお、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与を行う者が次の1及び2に掲げる事項について委託等により自ら行わない場合は、当該者は、これらを行う者との間で必要な措置を講じることについて取決めを行い、かつ、当該取決めが実施されていることを定期的に調査、確認することとする。

1 通則

- ① A飼料として用いることとしている飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、B飼料若しくは動物由来たん白質等を含有し、又は混入しないよう適当な措置を講じることとする。
- ② A飼料として用いることとしている飼料等について、B飼料若しくは動物由来たん白質等が混入し、又は混入した

ど必要な措置により、動物由来たん白質等のA飼料への混入防止を効果的かつ効率的に進めることとする。特に、水産専用飼料については、その製造工程が「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）に定める牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準を満たすことについて事前の大臣確認の対象とするとともに、大臣確認後もその遵守状況について立入検査で確認を要するものとする。

なお、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与を行う者が1及び2に掲げる事項について委託等により自ら行わない場合は、当該者は、これらを行う者との間で必要な措置を講じることについて取決めを行い、かつ、当該取決めが実施されていることを定期的に調査、確認することとする。

1 通則

- ① A飼料として用いることとしている飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、B飼料、水産専用飼料若しくは動物由来たん白質等を含有し、又は混入しないよう適当な措置を講じることとする。
- ② A飼料として用いることとしている飼料等について、B飼料、水産専用飼料若しくは動物由来たん白質等が混入

おそれがあるときは、当該飼料等を回収し、適切に再生又は廃棄することとし、A飼料として用いないこととする。

(削る)

- ③ B飼料又は動物由来たん白質等がA飼料専用の容器に充てんされた場合は、速やかに当該容器を洗浄クリーニングすることとする。
- ④ B飼料又は動物由来たん白質等がA飼料のみを取り扱う場所を直接通過した場合は、速やかに当該場所を洗浄クリーニングすることとする。
- ⑤ 飼料等及びその原料を取り扱う施設、設備、機器等を定期的に清掃、点検、検査することとする。
- ⑥ 作業従事者を介して、B飼料又は動物由来たん白質等がA飼料に混入することを防止するため、B飼料又は動物由来たん白質等を取り扱った後にA飼料を取り扱う作業従事者は、作業着を交換し、又はエアー等により被服、手足、靴等の付着物を除去する等の対策を講ずることとする。
- ⑦ B飼料又は動物由来たん白質等を取り扱う施設、設備、機器等をA飼料を取り扱う施設、設備、機器等に転用する場合は、事前に次のことを行うこととする。

し、又は混入したおそれがあるときは、当該飼料を回収し、適切に再生又は廃棄することとし、A飼料として用いないこととする。

- ③ B飼料として用いることとしている飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっても、これらの各過程において、牛肉骨粉等若しくは水産専用飼料を含有し、又は混入しないよう適当な措置を講じることとする。
- ④ B飼料、水産専用飼料又は動物由来たん白質等がA飼料専用の容器に充てんされた場合は、速やかに当該容器を洗浄クリーニングすることとする。
- ⑤ B飼料、水産専用飼料又は動物由来たん白質等がA飼料のみを取り扱う場所を直接通過した場合は、速やかに当該場所を洗浄クリーニングすることとする。
- ⑥ 飼料等及びその原料を扱う施設、設備、機器並びに環境を定期的に清掃、点検、検査することとする。
- ⑦ 作業従事者を介して、B飼料、水産専用飼料又は動物由来たん白質等がA飼料に混入することを防止するため、B飼料、水産専用飼料又は動物由来たん白質等を取り扱った後にA飼料を取り扱う作業従事者は、作業着を交換し、又はエアー等により被服、手足、靴等の付着物を除去する等の対策を講ずることとする。
- ⑧ B飼料及び動物由来たん白質等を取り扱う施設、設備、機器等をA飼料を取り扱う施設、設備、機器等に転用する場合は、事前に次のことを行うこととする。

- ・ (略)
 - ・ (略)
- (削る)

⑧ (略)

2 細則

(1) 搬送

- ① A飼料の搬送経路は、B飼料及び動物由来たん白質等の搬送経路と共用しないこととする。
- ② A飼料の搬送に当たっては、専用の容器を用い、又は搬送経路に適切な覆いを設ける等により、原則として閉鎖系とすることとし、作業等により開放する必要がある場合は、B飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。
- ③ ①及び②は、B飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

(削る)

- ・ (略)
- ・ (略)

⑨ 水産専用飼料を取り扱う施設、設備、機器等をB飼料を取り扱う施設、設備、機器等に転用する場合は事前に次のことを行うこととする。

- ・ 洗浄クリーニングを実施すること。
- ・ 洗浄クリーニング後に取り扱うB飼料について、牛肉骨粉等が含まれないことを確認すること。

⑩ (略)

2 細則

(1) 搬送

- ① A飼料の搬送経路は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の搬送経路と共用しないこととする。
- ② A飼料の搬送に当たっては、専用の容器を用い、又は搬送経路に適切な覆いを設ける等により、原則として閉鎖系とすることとし、作業等により開放する必要がある場合は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。
- ③ ①及び②は、B飼料又は水産専用飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。
- ④ B飼料の搬送経路は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の搬送経路と共用しないこととする。

(削る)

(削る)

(2) 製造・小分け等

ア 製造等設備

A飼料の製造等設備は、原則として閉鎖系とし、作業等により開放する必要がある場合は、B飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。A飼料の製造等設備を閉鎖系とすることが不可能な場合は、B飼料及び動物由来たん白質等を取り扱う設備から十分離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

(削る)

イ 包装設備等

① A飼料の包装設備は、B飼料及び動物由来たん白質等の包装設備と共用しないこととする。

② A飼料の包装設備は、B飼料及び動物由来たん白質等の包装設備から十分に離れたところに設置し、又は

⑤ B飼料の搬送に当たっては、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じることとする。

⑥ ④及び⑤は、水産専用飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

(2) 製造・小分け等

ア 製造等設備

① A飼料の製造等設備は、原則として閉鎖系とし、作業等により開放する必要がある場合は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。A飼料の製造等設備を閉鎖系とすることが不可能な場合は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等を取り扱う設備から十分離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

② B飼料の製造等設備は、牛肉骨粉及び水産専用飼料を取り扱う設備と共用しないこととし、混入防止対策を講じることとする。

イ 包装設備等

① A飼料の包装設備は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の包装設備と共用しないこととする。

② A飼料の包装設備は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の包装設備から十分に離れたところ

壁若しくは仕切で区分する等の混入防止対策を講じることとする。

③・④ (略)

(削る)

(3) 輸送

① A飼料の輸送に当たっては、原則としてA飼料又は反すう動物用飼料専用である旨を表示した専用の容器を用いることとする。

なお、バラ積み船、海上コンテナ、はしけその他の専用化することが不可能な容器は、A飼料の積載前に、清掃クリーニングを行い、さらに、B飼料又は動物由来たん白質等の残存が認められる場合は、洗浄クリーニング等の混入防止対策を行った後に使用することとする。

② A飼料の輸送に使用する容器のうち、繰り返し使用するトランスバッグ等の容器は、B飼料の輸送に使用する容器と区分して保管し、定期的又は使用前に清掃クリーニング又は洗浄クリーニングを行うこととする。

(削る)

に設置し、又は壁若しくは仕切で区分する等の混入防止対策を講じることとする。

③・④ (略)

⑤ B飼料の包装設備は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の包装設備と共用しないこととし、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じることとする。

(3) 輸送

① A飼料の輸送に当たっては、原則としてA飼料又は反すう動物用飼料専用である旨を表示した専用の容器を用いることとする。

なお、バラ積み船、海上コンテナ、はしけその他の専用化することが不可能な容器は、A飼料の積載前に、清掃クリーニングを行い、さらに、B飼料、水産専用飼料又は動物由来たん白質等の残存が認められる場合は、洗浄クリーニング等の混入防止対策を行った後に使用することとする。

② A飼料の輸送に使用する容器のうち、繰り返し使用するトランスバッグ等の容器は、B飼料及び水産専用飼料の輸送に使用する容器と区分して保管し、定期的又は使用前に清掃クリーニング又は洗浄クリーニングを行うこととする。

③ B飼料の輸送に使用する容器は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の輸送に使用する容器と共用しないこととし、

(削る)

(4) 受入れ

①・② (略)

③ 同時に又は連続してA飼料及びB飼料を受け入れないこととする。

④ A飼料の受入口(切込口、荷下ろし場所等をいう。以下同じ。)は、B飼料及び動物由来たん白質等の受入口と隔離された受入口を用いることとする。ただし、包装された飼料等を開封せずに受け入れる場合であって、A飼料の荷下ろし場所とB飼料及び動物由来たん白質等の荷下ろし場所が明確に区分されているときは、当該荷下ろし場所については、この限りでない。

⑤ (略)

⑥ ①及び⑤は、B飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

(削る)

(5) 保管

牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じることとする。

④ 水産専用飼料の輸送に当たっては、原則として、水産専用である旨を表示することとする。

(4) 受入れ

①・② (略)

③ 同時に又は連続してA飼料とB飼料及び水産専用飼料を受け入れないこととする。

④ A飼料の受入口(切込口、荷下ろし場所等をいう。以下同じ。)は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の受入口と隔離された受入口を用いることとする。ただし、包装された飼料等を開封せずに受け入れる場合であって、A飼料の荷下ろし場所とB飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の荷下ろし場所が明確に区分されているときは、当該荷下ろし場所については、この限りでない。

⑤ (略)

⑥ ①及び⑤は、B飼料又は水産専用飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

⑦ B飼料の受入口は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の受入口と共用しないこととし、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じることとする。

(5) 保管

①・② (略)

③ ①及び②は、B飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

(削る)

(6) 出荷

ア 無包装の製品の出荷等

① 容器に収められていないA飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、専用化することとする。

② A飼料の出荷口は、B飼料及び動物由来たん白質等の出荷口から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

イ 包装品の出荷等

包装されたA飼料の出荷は、B飼料及び動物由来たん白質等の出荷と区分して行うこととする。

①・② (略)

③ ①及び②は、B飼料又は水産専用飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

④ B飼料は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じた上で保管することとする。

(6) 出荷

ア 無包装の製品の出荷等

① 容器に収められていないA飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、専用化することとする。また、B飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の出荷口と共有しないこととする。

② A飼料の出荷口は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の出荷口から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。また、B飼料の出荷口は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料と共有しないこととし、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じることとする。

イ 包装品の出荷等

包装されたA飼料の出荷は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の出荷と区分して行うこととする。

(7) 給与

- ① B飼料は、反すう動物に給与しないこととする。
- ② 反すう動物にA飼料を給与する際に用いる器具は、専用化することとする。

第4 管理体制

1 業務管理

- ① 第3の1及び2の(1)から(6)までの基本的な指針を効果的かつ効率的に実行するため、飼料業務管理規則を策定し、これを書面化することとする。

②～⑤ (略)

2 (略)

(削る)

(7) 給与

- ① B飼料又は水産専用飼料は、反すう動物に給与しないこととする。また、水産専用飼料は、豚、馬、鶏、うずら及び蜜蜂に給与しないこととする。
- ② 反すう動物にA飼料を給与する際に用いる器具は、専用化することとする。また、豚、馬、鶏、うずら及び蜜蜂にB飼料を給与する際に用いる器具は、水産専用飼料に用いる器具と共有しないこととする。

第4 管理体制

1 業務管理

- ① 1及び2の(1)から(6)までの基本的な指針を効果的かつ効率的に実行するため、飼料業務管理規則を策定し、これを書面化することとする。

②～⑤ (略)

2 (略)

第5 経過措置

現に反すう動物を対象とする飼料をほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料の製造工程と同一の製造工程において製造している飼料の製造業者については、平成17年3月31日までの間は、引き続き旧ガイドラインに準じた対策によることができることとする。

附 則

この通知は、令和6年10月3日から施行する。